

徳島市議会における市長告発の議決について

2026年3月26日

徳島市長 遠藤彰良

<サマリー>

- (1) 3月24日の市議会で可決された市長である私、遠藤彰良に対する告発を行う旨の議決は、一方的な推論に基づいて無実の者を告発する極めて不当な告発行為であるだけでなく、議会多数派による。地方自治における二元代表制に基づく民主主義の健全性を大きく棄損しかねない深刻な暴挙であると判断せざるを得ない。
- (2) その理由は以下に詳述したが、まとめると以下の3点である。
 - (ア) 告発の理由となる事実について何ら客観的に認定できず、立場上、証言の信頼性に疑義がある特定担当者の、内容的にも不合理さが指摘される証言のみにより、一方的な推論を重ねて犯罪事実の嫌疑を作り出している点
 - (イ) 討論の場では告発に対する多くの反対意見が出され、その嫌疑の存在に合理的疑いが示されていた状況で、多数派が強引に議決を強行し、刑事告発をすることを決した点
 - (ウ) 議会による首長への政治的な不信任は、不信任決議という形で特別多数決により制度上認められているが、今回は、上述したように嫌疑自体が明確ではないにも拘わらず、首長を刑事訴追することでその政治的信用性を棄損しリコール類似の政治的目的を達することが多数派によって企図され、多くの反対意見がある中で強行されたものであり、議会多数派による政治的な刑事訴追権の濫用と言わざるを得ない点
- (3) このような手段が横行することになれば、議会の多数派が首長と対立している場合に、不信任決議などの本来地方自治法が予定している方法によることなく、容易に首長に政治的なダメージを与えることが可能となり、二元代表制に基づく地方自治の健全な運営が大きく損ねられかねない。
- (4) 従って、この問題については、断固たる毅然とした対応が必要であり、現在弁護士と協議し、あらゆる法的手段をもって本告発行為の不当性を追求する予定である。

1 今回決議された市議会による市長の告発は明らかに不当な虚偽告発である

2026年3月24日の市議会において、市長である私、遠藤彰良に対して、徳島市が生活保護費の財源となる国庫負担金を過大請求していた問題に関連して、「担当課長が2020年、過大請求の事実についてまとめた文書を遠藤市長に郵送した際、市長は文書を確認しながら「特段の対応をとらなかった」と結論付けました」。また、百条委で私が「どんなものが送られてきたのか記憶には全くない」と述べた発言が虚偽に当たるとして、地方自治法違反の疑いで刑事告発する議案を可決しました。

2 具体的証拠もなく一方的な証言をもとに推論に推論を重ねた強引な事実認定には全く説得力がない

この議決は、具体的な客観証拠もなく、一部担当者の証言、それも百条委員会の中で変遷や不自然な点が指摘された証言を一方的に信用できると認定して、その一方で、私の反論は一切顧慮することなく推論に推論を重ねて私への告発を決めた点で、過去に例のない著しく不当な議決です。

特に、当該担当者が私に出したとする文書が本当に私に届いていたのかも、その内容が事後的にその者が百条委員会に示したものと同一であったのかも、何ら証拠により認定されていません。当該担当者が事実と反する証言を繰り返す意図は判然としませんが、彼自身が担当課長として行政上の責任を追及される立場であったことからすれば、典型的に自らの責任を免れる意図で真実と反する証言をする可能性は拭えず、従って、その証言のみを証拠として訴追の根拠となるような重要事実を認定することは明らかに不合理です。

3 私には内部告発の隠蔽の動機もメリットもなく偽証する必要も当然ない

担当者が私に送ったとする内部告發文書について、私が受け取ったという記憶自体が判然としませんが、万が一、それを受け取り、そこに生活保護費の問題が記載され、内部告発にあたるような文書としてそれを認識していたのであれば、およそ隠蔽することなどありえません。その点は百条委員会でも繰り返し述べているところですが、その私の主張は全く無視した内容の報告書が議会の多数派により一方的に提出されました。

もちろん、徳島市が、生活保護費の財源たる国庫負担金を過大請求していた点は、それ自体大きな問題です。私自身、それを認識して以降は直ちにその問題を公表し、当該資金の返還手続きや再発防止策の策定など、必要な対応を採っているところです。この事実を隠蔽すれば、後から大変なことになることも明白です。

私には、この問題について認識した事実を隠蔽するメリットも動機もなく、その後の私自身の対応に照らしても、私が事実を認識しているのに無用なリスクを負ってそれを隠すなど、およそ考えられません。

4 市議会の討議においても告発の嫌疑に乏しいことは明確に指摘されていた

告発の決議に際した議会討論においても、告発を行うことに対して以下の様に多くの批判が議員の皆さんから提示されました。

1. 当該担当者が市長に提出したとされる文書を、①市長が実際に受け取って読んでいるのか、②その内容が事後的に百条委員会に提出された文書と同一なのかといった極めて重要な点について、何ら客観的に基礎づけられていない中で、自らも行政上の責任を負う立場にある担当者的にも不合理さが指摘される証言を主たる根拠に、市長の責任を根拠づけようとする不合理性への批判
2. 市長側は一貫して内部告発の事実を認識していなかったと主張しており、また、その主張はその後の市長の行動と特に矛盾はなく（市長は事実を認識して以降、直ちに情報の公表や対応策の実施などを行っている）、市長の証言の信用性が無いとする具体的な事情が乏しいにもかかわらず、一方的にその主張を排斥することの不合理性への批判
3. 市長側に、この問題を隠蔽する動機もメリットもない中で、敢えて市長が極めて大きな政治的リスクを負ってまで本件を隠蔽することの合理性が全く説明されていないことの不合理性への批判
4. 市長に対する刑事告発という行為の重大性に鑑みた場合に、客観性を欠く一方的な推論で、結論ありきの多数決によってこれを決することは、法の支配に基づく民主的議論の場であるはずの議会の態度として不適切であるとの批判
5. 議会として、百条委員会まで開いて、それでも客観的証拠からは認定できなかった事実について、一方的にその真実解明を刑事手続きに委ねる旨を多数決で決することの無責任さに対する批判
6. 特に、「議会による首長への刑事告発」という事実の社会的な影響力の大きさに鑑みれば、議会の中で大いに議論が紛糾し、多数決でも極めて賛否が拮抗した状況において、強引にわずかな多数をもって、このような重大な決定を行うことは、冷静かつ公正な議論を行うべき議会の場を政争の場に貶めるものであるとの批判

長時間に渡り、冷静に問題点を指摘してくださった良識ある議員の皆様には心より感謝申し上げます。

ここで、重要な点は、このように、今回の刑事告発にあたっては、それが証拠に基づかない不合理な判断であることについて、はっきりと議論の中で示されていたにも拘わらず、告発を決めた議員の皆さんは、そうした事情を認識しながら、「私に刑事・懲戒処分を受けさせる目的で、警察や検察に対して告発をすることを決した」ということです。

5 このような不当な告発が横行すれば地方自治の健全性が棄損しかねない

私自身は、自らの身の潔白を証明するために、刑事告発がなされたとしても、堂々と刑事当局への事情説明に応じ、この不当な刑事告発について、何ら根拠がないものであることを明らかにしていく所存です。

しかし、今回の問題は、私個人の信用の棄損にとどまるものではありません。

それは、今回のような議会の多数派による市長への刑事告発という手法がまかり通ってしまえば、議会の多数派が市長と対立している場合に、多数派が、本来議会に与えられている権能である民主的議論による市長批判や、不信任決議などの方法をとることなく、容易に刑事手続きを使って市長の政治的な信頼性を傷つけることが可能となり、二元代表制による地方自治の健全性を根底から損ねる結果を招きかねないからです。

もちろん、議会と市長が対立するという場面は地方自治において生じえるものであり、議会には制度上認められた手段として、首長への不信任決議が認められています。ただし、これは、議会による極めて強力な意思表示であることから、通常の多数決ではなく、特別多数による可決が必要です。

一方で、今回の刑事告発は、議会が首長の側に犯罪事実があると告発するという点で社会的インパクトは極めて強く、その実質は、首長に犯罪の嫌疑ありと議会が議決している点で不信任の主張と同等かそれ以上の強い意思表示にもかかわらず、特別多数決ではなく通常多数決によって議会の意思を決してしまっています。

これは、その主張の正当性はともかく、手続き的にも、本来は不信任決議で示すべき程に強い議会の意思を、特別決議というハードルを越えることなく普通決議による刑事訴追によって代替できてしまう点で、政治手法として極めて重大な問題を抱えています。

議会の多数派の側が市長と対立している場合に、可決には特別決議が必要でかつ議会の解散というリスクを負う不信任決議ではなく、単純多数決に基づく刑事訴追という方法で、容易かつ一方的に首長への政治的攻撃を行えることになれば、地方議会の民主的な運営に対して、深刻な悪影響を生じさせかねません。

これは、徳島市だけの問題ではなく、多くの地方自治体において生じかねない問題です。健全な地方自治と民主主義を守るためには、議会多数派が濫用的に刑事訴追手続きを政治目的で用いることの不当性について、明確に議論する必要があります。

6 今回の不当告発に対しては、断固として毅然とした対抗措置を講じる予定である

以上の通り、この問題は、私自身にとっても、不当な刑事訴追によって、私の政治的信用性を一方的かつ濫用的に棄損された点で決して看過できませんし、その具体的な議決の経緯に照らせば、地方議会の健全な民主主義の信頼性自体を棄損しかねない暴挙であると評価せざるを得ませんので、あらゆる法的手段をもってこれに対抗するものとしします。

以 上